

## 令和6年度 龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業のご案内

### ■事業の目的

畑作経営の発展を図るため、経営の多角化、ブランド化、新たな作物の導入等に取り組む農業者が農業用機械や施設を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ■対象者（以下の①～③のすべてに該当する方）

#### ①市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者

- ・畑作経営に取り組む認定農業者または認定新規就農者
- ・たつこの産直市場に出荷している農業者

※たつこの産直市場に出荷している農業者については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号）に基づき、持続性の高い生産方式を導入する計画の認定を受けた農業者（エコファーマー）または環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者であること。

- ・農産物のブランド化に取り組む農業者または組織

#### ②申請時において、市税等を滞納していない者

#### ③導入予定の機械等が国・県・市などの他の補助金の交付を受けていない者

### ■補助の対象になるもの

#### ①農業用機械

トラクター（30ps級以下）、育苗関連機械、播種機、移植機、防除機、動力噴霧機、収穫機、掘取機、出荷調整機、選別機、予冷库等

#### ②鉄骨ハウス・パイプハウス新設、施設の環境制御に関する機械

#### ③既存のハウスの被覆資材等の更新（ビニール、カーテン、防虫ネットなど）

#### ④農業用井戸の設置（国営土地改良事業受益地は対象外とする。）

### ■補助の対象にならないもの

#### ①汎用性の高いもの（フォークリフト、軽トラックなど）の取得に要する経費

#### ②既存機械の単純な更新にあたるもの

※本事業の交付決定前に導入した農業用機械は対象外です。

### ■補助対象要件

- ・事業実施後3年以上、畑作物の作付けを行い、かつ、市場、直売所等に出荷すること。

## 令和6年度 龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業のご案内

### ■補助率

補助対象事業費の3分の1以内（上限100万円）

認定新規就農者は、補助対象事業費の2分の1以内（上限200万円）

### ■申請受付期限

令和6年7月31日（水）まで

※ただし、令和6年度（令和7年3月31日までに）で事業が完了（支払い完済）すること。

### ■申請書提出先

龍ヶ崎市役所4階 農業政策課

### ■交付申請に必要な書類

- ・龍ヶ崎市畑農業ステップアップチャレンジ事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙）
- ・見積書（3者以上）
- ・カタログの写し
- ・その他市長が必要と認める書類

※交付申請書の用紙は、龍ヶ崎市役所農業政策課の窓口を用意してあります。

また、龍ヶ崎市ホームページからもダウンロードすることができます。

※中古の農業用機械を購入希望の場合は購入金額が適正かどうか分かる書類を添付してください。（社判付の査定書など）

### ■採択について

龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業費補助金交付要綱第6条第1項に基づく採択基準及び同第2項及び第3項に基づく会議の意見を聴いて、補助金の交付の可否を決定します。

### ■応募の状況により2次募集あり

### ■申請・お問い合わせ

龍ヶ崎市 農業政策課 農業戦略グループ

TEL：0297-64-1111（内線431、432）

FAX：0297-60-1584